



令和6年度 (令和6年7月採用)
立山町一般任期付職員採用選考試験案内

職務経験者 技術職 (建築)

立山町では、民間企業等での経験を通じて得られた専門性を発揮し、地方公共団体の業務に従事する「一般任期付職員(*)」を募集します。

*一般任期付職員

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、専門的な知識経験を有する者を、任期を定めて当該知識経験が必要とされる業務に従事させるため採用する職員です。

勤務条件(勤務時間、休暇、服務、分限等)については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

1 試験区分・採用予定数

試験区分	採用予定数	主な職務内容	主な配置予定先
建築	1名程度	建築・住宅政策の企画、建築物等の審査・指導及び町有建築物の設計監督業務、一般行政に関する業務	役場庁舎(町長部局、教育委員会等)

2 任用期間

令和6年7月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

※ 任用期間は採用した日から3年を超えない範囲内で本人の同意を得て更新する場合があります。

※ 採用後6か月は条件付採用(いわゆる試用期間)となり、実績により正式採用しない場合があります。

※ 採用予定日は原則として令和6年7月1日ですが、離職等の事情により同日からの勤務が困難な場合は相談に応じます。

3 受験資格

試験区分	受験資格
建築	次の要件を全て満たす方 (1) 下記の職務経験を有する方(令和6年3月31日現在) 民間企業や公的機関等における建築関係の設計、施工管理、審査等の職務経験(注)が3年以上ある方 (2) 一級建築士又は二級建築士の資格を有する方

注: 民間企業や公的機関等における職務経験には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として週30時間以上で6か月以上継続して就業した期間が該当する。

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格事項に該当する者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 立山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申し込み方法

受験申込は、原則インターネット申込（電子申請）のみになります。

受験応募者は、立山町ホームページ（立山町一般任期付職員採用選考案内）にアクセスし、「一般任期付職員採用選考（建築）申込フォーム」から必要事項を入力してください。

申込受付期間以降の受付はできませんので、早めに申込みをしてください。

- (1) 申込方法： 立山町ホームページ（立山町一般任期付職員採用選考案内）にアクセスし、内容をよく読んでから、「一般任期付職員採用選考（建築）申込フォーム」から申込んでください。
- (2) 申込受付期間： 令和6年4月24日（水）から 5月31日（金）17時00分まで
- (3) 提出書類： 写真データ（カラー）（申込時に画像データを送信）
申込前6カ月以内に撮影したもので、上半身・無帽・正面・無背景で本人と確認できるもの。縦5：横4程度のサイズであること。

5 選考方法

選考の方法	①アピールシート ②面接 ※面接の実施にあたり「アピールシート」を事前に提出してもらいます。詳細については、選考申込された方に対して通知します。
面接日時	令和6年6月中旬（予定）
面接場所	立山町役場（予定）
合格通知	令和6年6月中・下旬

6 資格等審査

面接実施前に受験資格の有無、申込事項の内容等についての審査を行います。

以下の書類のご準備をお願いします。

- 最終学歴の成績証明書及び卒業証明書
- 資格を証する書類（写し）

7 合格から採用まで

合格者は、一般任期付職員候補者名簿に登載され、令和6年7月1日以降に採用されます。

一般任期付職員候補者名簿の有効期間は、合格決定の日から令和7年3月31日までです。ただし、採用を辞退された方は、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

8 給与、勤務条件

種類	内容
初任給	・大学卒業：196,200円 ・短大卒業：181,800円 *この額は、令和6年4月1日現在における新規卒業者のものです。 *民間企業等における職務経験数及びその職務内容に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定されます。 【参考】大学卒業後、関連業種・同職種で10年勤務した場合 243,600円 ただし、この額は一例であり、記載額を保証するものではありません。
昇給	1年に1回
諸手当	・期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等をそれぞれの支給条件に応じて支給
勤務時間	・週あたり38時間45分 ・原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
休日	・土曜日、日曜日、祝日、年末年始（勤務場所により異なる場合があります。）
休暇	・年次有給休暇は、1年につき20日付与（4月1日採用の場合、初年は15日） ・特別休暇は、病気、結婚、出産、忌引等に要する休暇があります。

9 問い合わせ先

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢2440番地

立山町役場 総務課人事係 林

TEL 076-462-9964 FAX 076-463-1254 E-mail soumu_01@town.tateyama.lg.jp

立山町ホームページ <https://www.town.tateyama.toyama.jp>

一般任期付職員採用選考（建築）申込フォームの記入要領

- (1) 「試験区分」を確認し、受験資格を満たす方は選択ボタンを押してください。
- (2) 住所は、現在居住している住所と日中に連絡が可能な電話番号を記入してください。
- (3) 連絡先は、現住所以外で確実に連絡がとれる住所と電話番号を記入してください。
(例：実家の住所など)
- (4) 顔写真（画像ファイル）の添付は、カラーのもので、ファイル形式は.png、.jpg、.jpegのものとしてください。
- (5) 最終学歴は、学校名、学部、学科などを記入し、修学区分は卒業年など該当の区分で記入してください。
- (6) 職務経歴については、新しいものから順に記入してください。
また、令和6年5月1日現在の就業状態について該当するものを選んでください。
※ 応募資格に該当する職務経歴は、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として週30時間以上で6か月以上継続して就業した期間が該当します。
- (7) 資格・免許については、受験資格に関係がある資格・免許について必ず記入してください。
- (8) 「志望理由」については、立山町職員を志望した理由を記入してください。（200字以内）
- (9) 入力フォームの最後に、本試験の申し込みと受験資格を満たしていることの確認項目があるので、必ず受験者本人が該当するものを選んでください。
- (10) 記載事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。